



- 1 (仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)
- 2 世田谷区子どもの権利条例(素案)・世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)
- 3 世田谷区環境基本計画(素案) 特集号

令和6年(2024年)  
9/15  
No.1938

SETAGAYA 区のおしらせ

# せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課  
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)

区のホームページ  
▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



## 条例・計画にご意見・ご提案をお寄せください

区では、条例の制定、行政計画の見直しを行う際、制定・策定前の段階で素案等を区民の皆さんにお示しし、ご意見やご提案をいただく「区民意見提出手続(パブリックコメント)」を実施しています。皆さんのご意見等をお寄せください。

2~3面

### 1 (仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)

4~5面

### 2 世田谷区子どもの権利条例(素案)・ 世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)

6面

### 3 世田谷区環境基本計画(素案)

7~8面

### ご意見・ご提案の提出方法等



区民の声で  
条例・計画をいものに

本号では、区が検討している3つの分野の条例・計画を紹介しています。

「(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)」は、犯罪による被害に直面された方や、ご遺族・ご家族への支援を行うものです。身体のけがや精神的なショック、経済的・社会的な困難を区としてサポートし、日常生活を支える役割を担う仕組みです。

「世田谷区子どもの権利条例(素案)」は、平成13年制定の「世田谷区子ども条例」を改正するものです。また、条例の推進計画として、「世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)」を策定します。国連の子どもの権利条約の理念のもとに「世田谷区子ども条例」は制定されました。今回の改正では、「ことも基本法」の施行等の動向を踏まえ、「子どもの権利」を条例名に明記するとともに、子どもたちの声を聴きながら条文を検討するなど、子どもたちの意見を反映しています。

「世田谷区環境基本計画(素案)」は、来年度から6年間の環境政策の指針です。2050年までの二酸化炭素排出量ゼロをめざすカーボンニュートラルや、世界規模の気候危機に対する政策転換など、区としてやるべきことを整理していきます。区民の皆さんからのご意見、ご提案をお待ちしています。



世田谷区長  
のぶと  
保坂展人